平成２４年（フ）第１８９号
山梨県甲府市大里町2093番地　ハイツ今村105
債務者　小林　正樹
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
山梨県甲府市大里町2093番地　ハイツ今村105
債務者　小林　　瞳
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７２号
長野県松本市大字惣社338番地２　シティハイムアオヤマＡ棟202号、前住所長野県松本市大字岡田松岡232番地１　コーポ高橋103号室
債務者　山田　麻美
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第９３号
鳥取県米子市西福原８丁目10番15―105号
債務者　塚澤　花子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第５４号
松山市余戸東２丁目４―22、住民票上の住所愛媛県今治市高市193番地６
債務者　筒井由美子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第４６号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師3752番地１
債務者　作増ヒトミ
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第６３号
福岡県飯塚市長尾995番地２
債務者　桑野　祐子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３４０号
福岡県遠賀郡遠賀町松の本５丁目７番４号
債務者　峰　　浩史
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３４１号
北九州市小倉南区大字志井1488番地４
債務者　小川　豊和
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３６２号
北九州市八幡東区中央１丁目11番２―202号
債務者　西岡　五月
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６２号
大分県別府市大字南立石1774番地の１　南立石板地町９組
債務者　岡本　佳子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７２号
宮崎市佐土原町上田島1932番地１　新城コーポ401号
債務者　深町　惠子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９号
兵庫県明石市東野町1900番地の５　ジュリオ東野603号
債務者　西海佐登志
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２公団住宅30棟408号
債務者　伊東　英高（旧名洋一）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
兵庫県明石市魚住町中尾1026番地の５
債務者　石崎　　淳
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
兵庫県明石市魚住町中尾1026番地の５
債務者　石崎賀代子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
神戸市西区押部谷町木幡２番地の75　県住６―301号
債務者　西岡　　博
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係